

知立市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を促進し、生活環境の保全を図るため、予算の範囲内において交付する知立市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、次の各号のいずれにも適合する合併処理浄化槽とする。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合する合併処理浄化槽であること。
- (2) 環境省の「浄化槽設置整備事業実施要綱」第3の（7）において定める環境配慮型浄化槽であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象になる者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により知立市の住民基本台帳に記録された者であること。
- (2) 自ら居住の用に供する市内の住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含み、集合住宅及び社宅を除く。）に、撤去する汲取り式トイレ又は単独処理浄化槽が接続され、現に使用している者であること。
- (3) 市税の滞納がない者であること。
- (4) 過去にこの要綱（改正前を含む。）による補助を受けたことがないこと。

(補助対象区域)

第4条 補助金の交付の対象となる区域は、公共下水道認可区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域をいう。）以外の区域とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業とは、既設の汲取り式トイレ又は単独処理浄化槽を撤去若しくは単独処理浄化槽を雨水貯留槽へ転用して、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置すること（以下「浄化槽転換設置事業」という。）をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 当該年度内において、知立市公共下水道処理開始区域外からの汚水流入に関する取扱要綱（平成13年下水道課要綱）第4条の許可を受けることが見込まれる者

(2) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認が必要となる新築、改築、増築に伴い合併処理浄化槽を設置する者

(4) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(5) 住宅を販売する目的の者

(6) 補助金の交付申請前に工事に着手した者

(補助金の額)

第6条 補助の対象となる経費は、既設の汲取り式トイレ又は単独処理浄化槽を撤去若しくは単独処理浄化槽を雨水貯留槽へ転用する費用及び処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する費用の合計とし、別表の浄化槽の人槽区分に従いそれぞれに定める額を補助金の上限額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 配置図及び排水経路図
- (4) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度による登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度における社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証
- (6) 浄化槽設備士免状の写し又は昭和62年度以前の資格取得者は、特別講習会修了証書の写し
- (7) 浄化槽転換設置事業に係る工事見積書及び工事契約書の写し（撤去及び設置に係る費用のわかるもの）
- (8) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (9) 知立市税を滞納していないことを証明する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書（様式第3）により申請者にそれぞれ通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業を中止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第4）を速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは必要な範囲において条件を付し、変更承認書（様式第4-1）を補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助金に係る事業の完了後30日以内又は当該年度2月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事施工写真(既設物の撤去から合併処理浄化槽の新設まで)
- (3) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- (4) 領収書の写し(既設物の撤去等から合併処理浄化槽の新設に係るもの)
- (5) 汲取り式トイレ又は単独処理浄化槽の最終清掃記録の写し
- (6) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (7) 浄化槽法定検査契約書の写し及び浄化槽法定検査依頼書の写し
- (8) 住民票の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該補助事業が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第6)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取り消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を中止した場合

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現地調査)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を必要に応じて施工の現場において確認するものとする。

(維持管理)

第16条 補助金の交付を受けた者は、浄化槽の機能が正常に働くよう適正な維持管理に努めなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の知立市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後に申請された補助金の交付について適用し、施行日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第3条第1項第1号、第10条第7号及び様式第5の規定の適用については、施行日から平成24年7月9日までの間は、新要綱第3条第1項第1号中「記録され」とあるのは「記録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により知立市の外国人登録原票に登録され」と、新要綱第10条第7号及び様式第5中「住民票」とあるのは「住民票又は外国人登録原票」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の知立市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後に申請された補助金の交付について適用し、施行日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

人 槽 区 分	補 助 限 度 額
5 人 槽	4 6 0 , 0 0 0 円
6 ～ 7 人 槽	5 7 2 , 0 0 0 円
8 ～ 1 0 人 槽	7 7 1 , 0 0 0 円

様式第 1 (第 7 条関係)

年 月 日

知 立 市 長

住所

氏名

※

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、浄化槽転換設置事業を行いたいので、知立市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 転換設置場所

2 交付申請額 金 円

3 住宅等所有者

4 着手予定年月日 年 月 日

5 完了予定年月日 年 月 日

6 添付書類

(1) 浄化槽設置届出書の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 配置図及び排水経路図

(4) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度による登録証の写し及び登録浄化槽管理票 (C 票)

(5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度における社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証

(6) 浄化槽設備士免状の写し又は昭和 6 2 年度以前の資格取得者は、特別講習会修了証書の写し

(7) 浄化槽転換設置事業に係る工事見積書又は工事契約書の写し (撤去及び設置に係る費用のわかるもの)

(8) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(9) 知立市税を滞納していないことを証明する書類

(10) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

知立市長

㊟

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽転換設置事業について、下記のとおり交付します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了してください。

(2) 承認事項等

補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書により市長の承認を受けてください。

ア 申請の内容を変更しようとするとき

イ 補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき

(3) 状況報告等

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要請があったときには、市長に報告してください。また、職員の間立会いに協力してください。

(4) 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。

様式第3（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

知立市長

印

補助金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽転換設置事業について、下記
のとおり不交付とします。

記

理由

様式第 4 (第 9 条関係)

年 月 日

知 立 市 長

住所

氏名

※

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた浄化槽転換設置
事業について、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

事由

理由

第 号
年 月 日

様

知立市長 印

変 更 承 認 書

年 月 日付で変更承認申請のあった浄化槽転換設置事業について、知立市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により下記のとおり承認します。

記

事由

条件

年 月 日

知 立 市 長

住所

氏名

※

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた浄化槽転換設置
事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 工事施工写真（既設物の撤去から合併処理浄化槽の新設まで）
 - (3) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
 - (4) 領収書の写し（既設物の撤去等から合併処理浄化槽の新設に係るもの）
 - (5) 汲取り式トイレ又は単独処理浄化槽の最終清掃記録の写し
 - (6) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
 - (7) 浄化槽法定検査契約書の写し及び浄化槽法定検査依頼書の写し
 - (8) 住民票の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類

様式第6（第12条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

知立市長

住所

氏名

知立市浄化槽設置整備事業補助金を、下記のとおり請求します。

拾万	万	千	百	拾	円

口座振替依頼書	
振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協 店
フリガナ	
口座名義人	
口座の種類	普通・当座
口座番号	